

学科試験解答

【問題1】 正解 2

1. ○ 保険募集人の資格を有しない者は、保険契約の募集・勧誘を行うことはできない。
一般的な補償内容の説明を行うことは、誰が行ってもかまわない。
2. × 金融商品取引業者の登録を受けていないものは、下記の①～③の業務を行うことはできない。
 - ① 第1種・第2種金融商品取引業 … 金融商品に関する販売・勧誘
 - ② 投資助言・代理業 … 具体的な投資判断・助言
 - ③ 投資運用業 … 顧客の資産運用特定銘柄の株価チャートを解説し、投資のタイミングを助言することは②にあたる。
3. ○ 任意後見人の資格には、法律上の制限はない。法人を後見人に選任することも複数の後見人を立てることも可能である。
4. ○ 社会保険労務士資格を有しない者は、社会保険に関する諸法令に基づき行政機関（年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署など）に提出する書類の作成、提出の代行を行ってはならない。公的年金等の受給見込額の試算は、誰が行ってもかまわない。

【問題2】 正解 2

1. ○ 年次ごとの現状を把握するために個人バランスシートを作成するので、時価額で計上する。
2. × 可処分所得とは処分可能な（自分で自由に使える）所得のことで、年収から所得税・住民税、社会保険料を差し引いたものである。
3. ○ 適切。
4. ○ ライフイベント表に記載する数値は、現在価値である。一方、キャッシュフロー表に記載する数値は、将来価値である。

【問題3】 正解 1

1. ○ なお、75歳以上の者はすべて後期高齢者医療制度の被保険者となる。
2. × 協会けんぽの一般保険料率は都道府県ごとに異なるが、介護保険料率は全国一律である。
3. × 健康保険の被保険者期間が継続して2ヵ月以上ある場合、健康保険の被保険者資格を喪失した日から20日以内に任意継続被保険者となるための申出を行えば、引き続き2年間、退職時に加入していた健康保険の被保険者になることができる。
4. × 国民健康保険は、都道府県と市区町村が運営するものと国民健康保険組合が運営するものの2つに分けられる。

【問題4】 正解 1

1. × 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が5年以上必要である。
2. ○ なお、高年齢再就職給付金は、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数によって支給期間が異なる。基本手当の支給残日数が200日以上ある場合は2年間で、100日以上200日未満の場合は1年間で65歳に到達するまで支給される。
3. ○ なお、180日以降は、1支給単位期間当たり、「休業開始時賃金日額×50%」相当額が支給される。
4. ○ なお、対象となる家族は、被保険者の配偶者（事実婚含む）、父母（養父母含む）、子（養子含む）、配偶者の父母（養父母含む）、祖父母、兄弟姉妹、孫である。

【問題5】 正解 3

1. ○ 定時決定とは、毎年1回決まった時期に、4月から6月までの給与額をもとに算出し、すべての被保険者について標準報酬月額の見直しを行い決定することをいう。7月1日現在の全ての被保険者が対象である。
2. ○ なお、70歳以上で、厚生年金保険の適用事業所に常時使用される者は、厚生年金保険の被保険者ではないが、在職老齢年金の対象者となる。
3. × 産前産後休業をしている被保険者に係る厚生年金保険料は、育児休業中の場合と同様に、事業主の申出により、被保険者負担分および事業主負担分が免除される。
4. ○ なお、法人の事業所は、業種や従業員の人数に関わらず、強制適用事業所である。

【問題6】 正解 2

1. × 老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間が10年以上あることが必要である。なお、受給資格期間とは、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合わせた期間である。
2. ○ 厚生年金保険の被保険者（65歳未満）に支給される特別支給の老齢厚生年金は、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超える場合、その合計額に応じて、年金額の全部または一部が支給停止となる。厚生年金保険の被保険者（65歳以上）に支給される老齢厚生年金は、当該被保険者の総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円を超える場合、超える部分の2分の1の金額が支給停止される。
3. × 厚生年金保険の被保険者期間が原則として20年以上ある者に、生計維持している65歳未満の配偶者または18歳到達年度末日までにある子（障害等級1級または2級に該当する場合は20歳未満）がいるときは加給年金額が加算される。
4. × 老齢厚生年金の繰上げの請求は、老齢基礎年金の繰上げの請求と同時にに行わなければならないが、繰下げの申し出は、同時に行う必要はない。

【問題 7】 正解 3

1. ○ なお、遺族厚生年金が受給することできる遺族は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた①配偶者および子②父母③孫④祖父母である。夫、父母、祖父母については、死亡当時の受給者の年齢が55歳以上でなければならず、支給開始は60歳からとなる。ただし、夫が遺族基礎年金を受給できる場合には、60歳未満でも支給される。
2. ○ 遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。厚生年金保険の被保険者が死亡し、被保険者月数が300月に満たない場合は、被保険者月数を300月として計算する。
3. × 子自身の失権事由は、下記のとおりである。直系血族の養子となった場合、遺族厚生年金の受給権は失権しない。
 - ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき
 - ③ 直系血族または直系姻族以外の者の養子になった時（事実上の養子縁組関係を含む）
 - ④ 離縁によって死亡した被保険者との親族関係が終了したとき
 - ⑤ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（障害等級1級または2級の障害の状態にあるときを除く）
 - ⑥ 障害等級1級または2級の障害の状態に該当しなくなったとき（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く）
 - ⑦ 20歳に達したとき（障害等級1級または2級の障害の状態に該当）
4. ○ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上ある夫の死亡当時、生計維持関係にあり、夫との婚姻期間（内縁も可）が10年以上継続した妻には、寡婦年金の受給権が発生する。3年以上の保険料納付など要件を満たす場合に受給できる死亡一時金とは、選択受給である。

【問題 8】 正解 4

1. ○ 加入対象者および加入者 1 人あたりの拠出限度額が下表のように定められている。

	加入対象者	拠出限度額（年額）
企業型 年金	他に企業年金を実施する企業の加入者	330,000円
	企業年金を実施していない企業の加入者	660,000円
個人型 年金	国民年金第 1 号被保険者	816,000円（国民年金基金の掛金との合計額）
	他の企業年金も確定拠出年金（企業型）も実施しない企業の加入者	276,000円
	確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の加入者※①	240,000円
	確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の加入者※②	144,000円
	確定給付型年金のみを実施する企業の加入者	144,000円
	公務員	144,000円
	国民年金第 3 号被保険者	276,000円

※① 確定拠出年金（企業型）のみを実施する企業の場合は、確定拠出年金（企業型）への事業主掛金の上限額を年額42万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入が認められる。

※② 確定給付型年金と確定拠出年金（企業型）の両方を実施する企業の場合は、確定拠出年金（企業型）への事業主掛金の上限額を年額18.6万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型年金への加入が認められる。

2. ○ 国民年金の第 1 号被保険者で個人型年金に加入できないのは、障害以外の事由で国民年金保険料の免除を受けている者と農業者年金の被保険者である。
3. ○ なお、通算加入者等期間によって受給可能となる年齢が下表のように異なる。

通算加入者等期間	受給可能となる年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳

4. × 確定拠出年金では、誰が掛金を拠出しようと運用の指図は、加入者本人が行う。

【問題 9】 正解 2

1. ○ なお、貸与型の第一種奨学金は在学中、卒業後ともに無利息である。第二種奨学金は、在学中は無利息であるが卒業後は有利息となる。
2. × 日本学生支援機構の奨学金制度と国の教育ローンは、同一世帯内で重複して利用することができる。
3. ○ 災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合、返済期限猶予制度や減額返還制度がある。ともに返還すべき元金や利息が免除されるというものではない。
4. ○ 日本学生支援機構の海外留学支援制度には、給付型奨学金や貸与型奨学金がある。

【問題10】 正解 3

< A社の貸借対照表 >

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		(イ 流動負債)	
現金及び預金	300	支払手形	400
(ア 売掛金)	300	(イ 流動負債) 合計	400
製品及び商品	200	(ウ 固定負債)	
流動資産合計	800	長期借入金	500
固定資産		(ウ 固定負債) 合計	500
有形固定資産	700	負債合計	900
固定資産合計	700	(純資産の部)	
		株主資本	
		資本金	200
		(エ 利益剰余金)	400
		株主資本合計	600
		純資産合計	600
資産合計	1, 500	負債・純資産合計	1, 500

【問題11】 正解 3

1. ○ 保険料は、将来の保険金・給付金等の支払いの財源となる純保険料と、保険会社が保険契約を維持・管理していくために必要な経費等の財源となる付加保険料で構成されている。
2. ○ 剰余金の3利源は、予定死亡率より実際の死亡率が少なかった場合に発生する死差益と、予定利率によって見込まれた運用収入より実際の運用収入が多い場合に発生する利差益、予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が少なかった場合に発生する費差益の3つである。
3. × 契約者配当金は、決算によって発生した剰余金が契約者に分配されるものであり、いわば保険料の事後清算金であるため、株式の配当金とは異なり、配当所得とはみなされない。
4. ○ 責任準備金とは、保険会社が将来の保険金・給付金や解約返戻金等の支払いに充てるために積み立てておく必要がある準備金のこと、保険数理に基づいて算定され、加入者が支払う保険料や運用収益のうち一定割合が積み立てられ、国内外の債券や株式などで運用される。

【問題12】 正解 4

1. × 通減定期保険は、保険期間の経過に伴い所定の割合で通減するのは保険金額であり、保険期間中の保険料は一定である。
2. × 特定疾病保障定期保険では、被保険者がガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態となった場合に特定疾病保険金が支払われるが、特定疾病に罹患せず死亡した場合は、その死亡原因にかかわらず死亡保険金が支払われる。
3. × 終身保険の保険料は、被保険者の年齢、死亡保険金額、保険料払込期間など契約内容が同一の場合、一般的に、平均余命が短い男性については、保険料の徴収をより短期で行わなければならないためなければならないため、男性の方が高くなる。
4. ○ 変額保険には、終身型と有期型があり、どちらも、一般的に、死亡保障については、契約時に定めた保険金額（基本保険金額）が保証されている。

【問題13】 正解 1

1. × 生命保険では、高度障害保険金が支払われた場合、契約はそこで消滅するため、養老保険であっても、満期保険金は支払われない。
2. ○ 一時払終身保険は、契約後短期で解約した場合は、契約初期費用、市場価格調整等によって、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがある。
3. ○ 外貨建て個人年金保険の年金を円貨で受け取る場合、外貨と円貨の為替レートの変動の影響を受けるため、年金受取総額が払込保険料相当額を下回ることがある。
4. ○ 収入保障保険は、定期保険の一種で、死亡保険金が一定期間年金形式で支払われる保険であるが、一括して一時金で受け取ることもできる。ただし、一時金は年金現価で支払われるため、受取総額は年金形式で受け取るよりも少なくなる。

【問題14】 正解 2

1. × 生命保険料控除の対象となる保険料は、保険金等の受取人の全てをその保険料等の払込みをする者またはその配偶者、その他の親族とする保険契約の保険料である。団体信用生命保険は、保険金の受取人が住宅ローンの債権者である金融機関のため、保険料は生命保険料控除の対象とならない。
2. ○ 自動振替貸付となって立て替えられた保険料は、正常に払い込みがされた保険料と同様の取り扱いとなるため、貸し付けられた年の生命保険料控除の対象となる。
3. × 2012年1月1日以後に締結した生命保険契約では、「災害割増特約」「傷害特約」「災害入院特約」などのように、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約の保険料は、生命保険料控除の対象とならない。
4. × 2011年12月31日以前に締結した保険契約を2012年1月1日以後に更新した場合、更新後の保険料における生命保険料控除は、2012年1月1日以後に新たに締結した保険契約と同様の取り扱いとなるため、本肢の場合は、介護医療保険料控除の対象となる。

【問題15】 正解 1

1. × 被保険者が役員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人がともに法人である養老保険の保険料は、全額資産に計上する。ちなみに、本肢のような経理処理ができるのは、福利厚生プラン（1/2養老保険）であり、この場合の契約形態は、被保険者は役員・従業員全員、死亡保険金受取人を被保険者の遺族、満期保険金受取人を法人としなければならない。
2. ○ 死亡保険金受取人が法人である終身保険を解約して受け取った解約返戻金は、それまで資産計上していた保険料を取り崩し、受け取った解約返戻金を益金に計上することで、その差額が雑収入または雑損失として益金または損金に算入される。
3. ○ 被保険者が役員・従業員全員、死亡給付金受取人が被保険者の遺族、年金受取人が法人である個人年金保険の支払保険料は、その90%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。
4. ○ 法人が契約者である医療保険の保険料は、全額損金に計上しているため、法人が受け取った医療保険の入院給付金は、全額を雑収入として益金の額に算入する。

【問題16】 正解 3

1. × 対物賠償保険は、他人の財物が補償対象であるため、被保険者の父の財物は補償対象外である。
2. × 人身傷害補償保険は、被保険者が被保険自動車の事故により死傷し損害を被った場合、自己の過失分を含めた損害額が支払われる。
3. ○ 対人賠償保険では、被保険者が自動車を運転中に交通事故で他人を死傷させた場合、たとえそれが運転免許失効中の事故であったとしても、被害者救済の観点から、被害者には損害賠償金が支払われる。
4. × 車両保険では、地震・噴火、津波による損害は、特約を付帯しなければ補償されない。

【問題17】 正解 3

1. ○ 契約者（＝保険料負担者）および被保険者が同一である普通傷害保険の死亡保険金を、契約者の配偶者が受け取った場合は、相続税の課税対象となる。
2. ○ 「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金は、非課税となる。したがって、火災保険の保険金は非課税となる。
3. × 契約者が受け取る年金払積立傷害保険の給付金（年金）は、雑所得として所得税の課税対象となる。
4. ○ 保険期間10年の積立火災保険の満期返戻金を契約者が受け取った場合は、一時所得として所得税の課税対象となる。

【問題18】 正解 2

1. ○ 医療保険では、治療を目的とした入院に対して給付金が支払われる。もしくは、何らかの疾病等の疑いを医師に指摘され、そのための検査で医師の指示により入院し、疾病が発見された場合の検査入院に対しては、給付金が支払われる場合があるが、治療を目的としない入院で異常が発見されなかった場合、入院給付金は支払われない。
2. × 更新とは、保険期間の終了後も、その時点の健康状態に関係なく、同じ保険金額・保険期間で保険契約を継続することができる制度で、保険期間中に入院給付金を受け取ったか否かは問われない。
3. ○ ガン保険では、保障開始後の入院給付金支払日数は無制限である。
4. ○ ガン保険では、契約後3か月または90日など一定の免責期間が設けられており、その期間経過後に責任開始となるため、免責期間中に被保険者がガンと診断確定された場合は、契約は無効となり、給付金はいっさい受け取ることができない。

【問題19】 正解 4

1. ○ 所得補償保険は、病気やケガの治療のため、入院の有無にかかわらず、就業できなくなり収入が喪失した場合を補償する保険である。
2. ○ 国内旅行傷害保険は、国内旅行行程中の傷害とともに、細菌性食中毒やウイルス性食中毒による損害も補償する。
3. ○ 普通傷害保険は、国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故による傷害が補償対象となる。
4. × 原動機付自転車による事故で他人を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合は、個人賠償責任補償特約では補償されない。自賠責保険及び対人賠償保険の補償対象となる。ちなみに、自賠責保険は、強制加入の保険で、原動機付自転車を含めたすべての自動車に加入が義務付けられている。

【問題20】 正解 2

1. ○ 団体就業不能保障保険は、企業・団体を対象とする保険で、企業・団体における就業不能中の役員・従業員に対する休業補償給付のための財源確保に活用できる。企業の役員・従業員や、団体の所属員が所定の就業不能状態となった場合に、休業補償規程などに基づき支給される金額が、設定金額・期間の範囲内で支払われる。
2. × 総合福祉団体定期保険は、役員・従業員の遺族の生活保障を目的として、企業が保険料を負担する1年更新の保険であるため、定年退職時に支給する退職金の原資を準備することはできない。
3. ○ 養老保険は、被保険者が保険期間中に死亡した場合は死亡保険金が支払われ、満期時に生存していた場合は死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる。したがって、従業員の死亡時に支給する死亡退職金や、定年退職時に支給する退職金の原資を準備することができる。
4. ○ 財形貯蓄積立保険とは、財形制度で利用できる生命保険のひとつで、給与から天引きされる積立貯蓄型の保険である。一定の要件を満たし、「財形住宅貯蓄」と「財形年金貯蓄」を合わせて利用する場合、合算して550万円以内であれば利子が非課税となる。

【問題21】 正解 2

1. ○ 期日指定定期預金は、預入後1年間据え置けば、最長預入期日までの任意の日を満期日として指定することができる。
2. × 貯蓄預金は、預入れや引出しは自由にできるが、決済口座として利用することはできない。
3. ○ 仕組預金とは、デリバティブなどを組み込んだ定期預金のことをいう。通常より高い金利で元本を保証するが、中途解約することはできない。また、満期日は金融機関が指定する。
4. ○ 預金金利は、各金融機関が商品ごとに任意に決めることができる。

【問題22】 正解 1

1. ○ 国内の証券取引所には、国内の株価指数に連動させるタイプだけでなく、海外の株価指数やREIT指数に連動させるタイプや、金価格や原油価格などの商品指数に連動させるタイプも多数上場されている。
2. × ETFは、非上場の投資信託と同様に、運用管理費用（信託報酬）が徴収される。
3. × ETFの分配金は、株式の配当金と同様に、仕組み上、元本払戻金（特別分配金）が発生しない。
4. × 「TOPIXインバース指数」に連動するETFは、TOPIXの前営業日との比較において変動率がマイナス1倍の値動きになるように設計されている。

【問題23】 正解 1

表面利率が0.3%、償還年限が10年の固定利付債券（以下「債券A」という）が額面100円当たり100円で新規に発行された。発行から3年後に中央銀行の金融政策により市場金利が上昇したのに連動して債券Aの最終利回りも0.5%に上昇した。このとき、債券Aを新規発行時に購入し、償還まで保有する場合の応募者利回りは0.3%（ア で変わらない）。また、債券Aを新規発行時に購入し、発行から3年後に売却する場合の所有期間利回りは0.3%（イ よりも低くなる）。

<解説>

応募者利回りは、新規発行時に購入し、償還まで保有した場合の利回りであるため、市場金利の変動に左右されず、変化しない。一方、所有期間利回りは、新発債や既発債を償還まで保有せず、途中で売却する場合の利回りであるため、買付価格と売却価格の関係により変化する。また、市場金利や債券利回りと債券価格は反対の動きをとる。本問において、発行から3年後に市場金利が上昇（最終利回りも0.5%に上昇）すると、債券Aの価格は新規発行時の100円より下落し、売却損が発生する。よって、債券Aを新規発行時に購入し、発行から3年後に売却する場合の所有期間利回りは、0.3%よりも低くなる。

$$\text{所有期間利回り（\%）} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{買付価格（または発行価格）}}{\text{所有期間（年）}}}{\text{買付価格（または発行価格）}} \times 100$$

【問題24】 正解 2

1. × 「日経平均株価（日経225）」に関する記述である。「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象として算出した指数である。
2. ○ 適切。
3. × 「ナスダック総合指数」は、米国のナスダック市場に上場する全銘柄で構成される時価総額加重型の指数である。
4. × 「S & P 500種株価指数」は、S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスによって算出される、米国の証券取引所に上場している代表的な500銘柄で構成される時価総額加重型の指数である。

【問題25】 正解 4

1. ○ 正しい。ROE（自己資本利益率）は、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示す指標で、数値が高いほど、自己資本を活用して効率よく利益を上げていることを示す。

$$\text{ROE（自己資本当期純利益率）} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{X社のROE} = \frac{120\text{億円}}{800\text{億円}} \times 100 = 15.0\%$$

2. ○ 正しい。PER（株価収益率）は、収益性の観点から株価の割安性を判断する指標で、数値が低いほど、株価は割安と判断される。

$$\text{PER（株価収益率）} = \frac{\text{株価}}{1\text{株当たり純利益}}$$

$$\text{X社のPER} = \frac{1,800\text{円}}{120\text{億円} \div 2\text{億株}} = 30.0\text{倍}$$

3. ○ 正しい。PBR（株価純資産倍率）は、資産価値の観点から株価の割安性を判断する指標である。

$$\text{PBR（株価純資産倍率）} = \frac{\text{株価}}{1\text{株当たり純資産}}$$

$$\text{X社のPBR} = \frac{1,800\text{円}}{800\text{億円} \div 2\text{億株}} = 4.5\text{倍}$$

4. × 誤り。配当利回りは、株価に対する1株当たり配当金の割合、または時価総額に対する年間配当金の割合を示す指標である。

$$\text{配当利回り} = \frac{1\text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100 = \frac{\text{年間配当金}}{\text{時価総額}} \times 100$$

$$\text{X社の配当利回り} = \frac{36\text{億円} \div 2\text{億株}}{1,800\text{円}} \times 100 = \underline{1.0\%}$$

【問題26】 正解 3

1. ○ 外国為替証拠金取引（FX）における法令上の証拠金倍率の上限は、25倍である。
2. ○ 適切。
3. × コール・オプションまたはプット・オプションにかかわらず、買い手が被る損失はオプション・プレミアム（オプション料）に限定され、売り手が被る損失はオプション・プレミアム（オプション料）に限定されない。
4. ○ なお、デュアル・カレンシー債は、発行と利払いが円建てで行われ、償還は外貨建てで行われる債券である。

【問題27】 正解 4

1. ○ 適切。
2. ○ 適切。
3. ○ 適切。
4. × 「非効率的市場仮説」に関する記述である。「効率的市場仮説」とは、証券評価に利用可能な情報は完全に市場価格に反映されているため、個別銘柄の選択に効果は期待できず、無リスク資産と市場平均（市場ポートフォリオ）に投資する方法が最も高い収益をあげることができるとする考え方である。

【問題28】 正解 3

1. × ジュニアNISA口座に受け入れることができる上場株式や公募株式投資信託などは、1人当たり年間80万円が限度となる。
2. × ジュニアNISA口座では、口座開設者が3月31日において18歳である年の前年12月31日まで、払出し制限がある。
3. ○ 適切。
4. × つみたてNISA勘定では、受け入れた公募株式投資信託などから得る収益分配金および譲渡益が最長20年間非課税となる。

【問題29】 正解 3

1. ○ 外貨預金は、預金保険制度による保護の対象とならない。

<預金保険制度の対象となる預金等>

対象商品（付保預金）	対象外商品
・ 預貯金（右記の預貯金を除く） ・ 定期積金 ・ 掛金 ・ 元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む） ・ 金融債（保護預り専用商品に限る） ・ 上記を用いた積立・財形貯蓄商品・確定拠出年金の運用に係る預金等	・ 外貨預金 ・ 譲渡性預金 ・ 無記名預金 ・ 他人名義預金（架空名義預金を含む） ・ 元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど） ・ 抵当証券 ・ 金融債（左記以外のもの） ・ 個人向け国債 ・ 投資信託 など

2. ○ 決済用預金とは、無利息・要求払い・決済サービスを提供できることの3要件をすべて満たすものをいい、預入金額にかかわらず、預金保険制度により全額保護される。
3. × 国内証券会社に預託した有価証券は、日本投資者保護基金による補償の対象となる。
4. ○ 適切。

【問題30】 正解 4

投資主体（2018年）		売り	買い
（ア 海外投資家）		452兆7,047億円	447兆3,130億円
（イ 個人）		103兆8,784億円	103兆5,600億円
法人	うち投資信託	13兆8,030億円	15兆0,980億円
	うち（ウ 事業法人）	5兆5,584億円	7兆8,025億円
	うちその他法人等	1兆6,617億円	2兆4,101億円
	うち（エ 金融機関）	26兆2,660億円	26兆7,015億円
証券会社		3兆6,516億円	3兆7,620億円

<解説>

東京証券取引所が公表した2018年の投資部門別株式売買状況によると、海外投資家および個人は売り越し、法人および証券会社は買い越しとなった。なお、海外投資家は日本株の売買シェアの約75%を占めている。

【問題31】 正解 4

1. ○ 所得税は、納税者本人が所得金額と税額を計算し、自ら申告・納付する申告納税方式である。
2. ○ 所得税は、暦年（毎年1月1日から12月31日までの期間）を単位として課税される暦年単位課税である。
3. ○ 所得税では、課税対象となる所得を10種類に区分し、それぞれの所得の種類ごとに定められた計算方法により所得の金額を計算する。
4. × 課税総所得金額に対する所得税の税率は、課税総所得金額が大きくなるにつれて税率が高くなる超過累進税率であり、5%から45%の7段階となっている。

【問題32】 正解 4

1. × 賃貸していた土地および建物を売却したことによる所得は、譲渡所得（分離課税）に該当する。
2. × 貸付けが事業的規模（5棟10室基準）で行われている場合においても、アパート経営の賃貸収入に係る所得は、不動産所得に該当する。
3. × 会社員が勤務先から無利息で金銭を借り入れたことによる経済的利益は、給与所得に該当する。
4. ○ 専業主婦が金地金を売却したことによる所得は、譲渡所得（総合課税）に該当する。

【問題33】 正解 1

(1) 経常所得間での通算

$$\frac{600\text{万円}}{\text{給与所得}} - \frac{30\text{万円}^{\ast 1}}{\text{不動産所得の損失}} = 570\text{万円}$$

$$\ast 1 \quad \frac{40\text{万円}}{\text{不動産所得の損失の金額}} - \frac{10\text{万円}}{\text{土地負債利子}} = 30\text{万円}$$

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうちに、土地の取得に要した借入金
の利子（土地負債利子）がある場合には、その土地負債利子は損益通算の対象と
ならない。

※2 不動産所得又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額は、これをまず経常所
得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得）の金額か
ら控除する。

(2) 譲渡所得の損失との通算

譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、まず一時所得の金額から控除すること
になるが、本問では一時所得がないため、(1)の通算後の経常所得（給与所得）の金額から
控除する。

ただし、「生活に通常必要でない資産（別荘、競走馬、ゴルフ会員権など）」の譲渡によ
り生じた損失の金額は、損益通算の対象とならない。

したがって、570万円が総所得金額として、適切なものとなる。

【問題34】 正解 2

1. ○ 医療費控除の控除額は、次の算式により計算される。

① 医療費の額

② 課税標準の合計額（総所得金額等）×5%と10万円のいずれか少ない方

③ ①－②＝控除額（200万円が限度）

2. × 通院や入院のための交通費は医療費控除の対象となるが、自家用車のガソリン代や
駐車代は医療費控除の対象とならない。

3. ○ 治療や療養のための薬代は、医師の処方がない場合においても、医療費控除の対象
となる。

4. ○ 人間ドックその他の健康診断料は医療費控除の対象とならないが、健康診断等の結
果、重大な疾病が発見されて、かつ、治療した場合には、その健康診断料も医療費控
除の対象となる。

【問題35】 正解 1

1. ○ 住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者のその年分の合計所得金額が3,000万円以下でなければならない。
2. × 住宅ローン控除の対象となる家屋については、床面積が50㎡以上であり、その2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
3. × 中古住宅を取得した場合でも、取得した日以前一定期間内（耐火建築物は築後25年以内など）に建築されたもの、または一定の耐震基準に適合するものは、住宅ローン控除の適用を受けることができる。
4. × 住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に一定の書類を添付し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。なお、給与所得者で一定の者については、翌年分以降の住宅ローン控除は、年末調整により適用を受けることができる。

【問題36】 正解 3

1. 申告不要。給与等の収入金額が2,000万円以下の給与所得者は、原則として確定申告を要しない。
2. 申告不要。「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、適正税額が源泉徴収されるため、確定申告を要しない。
3. 申告必要。給与所得者は、1か所から給与等の支払を受けており、給与等の収入金額が2,000万円以下で、その給与について源泉徴収や年末調整を受けている場合には、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告の必要はない。しかし、同族会社の役員が、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、これらの所得金額が20万円以下であっても確定申告が必要になる。
4. 申告不要。公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告を要しない。

【問題37】 正解 3

1. × 法人税額は、各事業年度の確定した決算に基づく当期純利益の額に税務調整を行って課税所得金額を計算し、この課税所得金額に税率を乗じて算出される。
2. × 期末資本金の額が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税は、事業年度の所得の金額が年800万円以下の部分と年800万円超の部分で乗じる税率がそれぞれ15%と23.2%となる。
3. ○ 法人税の確定申告による納付は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内（ただし、一定の場合には最大で4ヵ月間延長できる）にしなければならない。
4. × 法人税の納税地は、その本店または主たる事務所の所在地であり、任意に選択することはできない。

【問題38】 正解 2

1. 損金算入。法人が納付した固定資産税および都市計画税は、損金の額に算入される。
2. 損金不算入。法人が納付した法人住民税の本税は、損金の額に算入しない。
3. 損金算入。法人が減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入される。
4. 損金算入。法人が国または地方公共団体に対して支払った寄附金（確定申告書に明細を記載した書類の添付あり）は、損金の額に算入される。

【問題39】 正解 3

1. × 特定期間（原則として前事業年度の前半6ヵ月間）の給与等支払額の合計額及び課税売上高がいずれも1,000万円を超える法人は、消費税の免税事業者となることができない。
2. × 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、課税売上高に係る消費税額に事業の種類に応じて定められたみなし仕入率を乗じて仕入に係る消費税額を計算する。
3. ○ 課税売上割合が95%以上の場合の消費税の納付税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除して計算する。ただし、その課税期間に係る課税売上高が年5億円超の事業者は、この限りでない。
4. × 消費税の課税事業者である個人事業者は、原則として、消費税の確定申告書をその年の翌年3月31日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【問題40】 正解 2

1. ○ 役員が所有する土地を会社が無償で譲渡した場合、会社はその土地の適正な時価を受贈益として益金の額に算入する。
2. × 会社が所有する資産を役員に譲渡した場合、その譲渡対価が適正な時価未満であったときは、適正な時価相当額と譲渡対価の差額が役員給与とされる。
3. ○ 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合には、原則として、通常の賃貸料相当額が、その役員の給与所得の収入金額になる。
4. ○ 役員が会社に対して無利息で金銭の貸付けを行った場合には、同族会社の行為計算の否認があるときを除き、その役員について、所得税は課税されない。

【問題41】 正解 1

1. × 相続税路線価は、公示価格の80%を価格水準の目安として設定される。
2. ○ なお、固定資産税評価額は公示価格の70%を価格水準の目安として設定される。
3. ○ また、公示価格の標準地は都市計画区域に限定されていない。
4. ○ また、公示価格の決定機関は国土交通省であるが、基準地標準価格の決定機関は都道府県である。

【問題42】 正解 2

1. × 重要事項の説明は、契約締結前に行う必要がある。
2. ○ 宅地建物取引業者同士の売買の場合、この制限はない。
3. × 貸主・借主から受け取れる報酬の合計額の上限は、賃料の1ヵ月分相当額である。
4. × 有効期間は、3ヵ月となる。契約が無効となるわけではない。

【問題43】 正解 3

1. ○ 登記面積と実測面積が相違した場合、売買代金の増減により精算を行う取引を実測取引という。
2. ○ 買主が売買代金の一部を支払っている（契約の履行に着手している）ため、売主は手付金の倍額を償還しても契約を解除できない。
3. × 瑕疵ある事実を知った時から1年以内に損害賠償請求をしなければならない。
4. ○ 民法の規定により未成年者（既婚者を除く）が法定代理人の同意を得ずにした法律行為は取り消すことができる。

【問題44】 正解 4

1. × 普通借地権の設定当初の存続期間は、30年以上で定める。
2. × 更新請求による更新は、借地上に建物が残っていることが条件である。
3. × 居住の用に供する部分（杜宅、寮を含む）がある場合、事業用定期借地契約は締結できない。
4. ○ 事業用定期借地権等は公正証書によって契約しなければならない。

【問題45】 正解 1

1. × 都市計画区域の中には、区分が定められていない非線引都市計画区域がある。
2. ○ 用途地域は住居系8つ、商業系2つ、工業系3つの13地域で構成されている。
3. ○ また、物理的な変更を伴わない分筆や合筆等の権利区画の変更も許可は不要である。
4. ○ 市街化調整区域における開発行為であっても農林漁業者の居住の用に供する目的で行う開発行為は、許可不要である。

【問題46】 正解 4

1. × セットバック部分は、建蔽率・容積率を算定する際の敷地面積に算入しない。
2. × 都市計画で定められた指定容積率と前面道路の幅員に一定の数値を乗じた値の小さい方が適用される。
3. × 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域では、軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物が対象となる。それ以外の地域は高さが10mを超える建築物が対象となる。
4. ○ 隣地斜線制限の対象となるのは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域および田園住居地域を除く地域である。

【問題47】 正解 3

1. ○ なお、贈与により取得した場合は課税される。
2. ○ 取得した住宅が新築の認定長期優良住宅の場合は、一戸につき最高1,300万円が控除される。
3. × 抵当権設定登記をする際の登録免許税の課税標準は、債権金額となる。
4. ○ 下表参照。

登録免許税の税率（抜粋）

	本則
所有権移転登記	
売買・贈与その他の原因による移転	2%※
相続または法人の合併による移転	0.4%

※土地の売買については令和3（2021）年3月31日まで1.5%（本則2%）の軽減税率が適用される。

※個人が令和2（2020）年3月31日までの間に、一定の要件を満たす住宅家屋を取得した場合の移転登記は0.3%（本則2%）の軽減税率が適用される。

【問題48】 正解 4

1. ○ 賦課期日である1月1日において固定資産課税台帳に所有者として登録されている者がその年度分の固定資産税を全額納付しなければならない。
2. ○ なお、都市計画税は制限税率0.3%が定められており、それをを超える税率を定めることができない。
3. ○ 下表参照。
4. × 都市計画税は、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課税される。

固定資産税における課税標準の特例

小規模住宅用地（200㎡以下の部分）	固定資産税評価額× <u>6分の1</u>
一般住宅用地（200㎡超の部分）	固定資産税評価額×3分の1

【問題49】 正解 4

1. × 居住の用に供さなくなった日から3年を経過した日の属する年の12月31日までに譲渡しなければ3,000万円特別控除の適用を受けることができない。
2. × 譲渡した相手方が配偶者または直系血族など、特別な関係にある人の場合、3,000万円特別控除の適用を受けることができない。
3. × 課税長期譲渡所得のうち、6,000万円までの部分について軽減税率が適用される。
4. ○ なお、3,000万円特別控除については所有期間にかかわらず適用を受けることができる。

【問題50】 正解 2

1. ○ なお、現在価値の総和である正味現在価値が大きいほど有利な投資といえる。
2. × 内部収益率が期待収益率を上回っている場合、その投資は有利な投資といえる。
3. ○ 逆に借入金利が投資収益率を上回る場合、レバレッジ効果は得られず自己資金に対する収益率は下がる。
4. ○ $\text{NOI利回り (\%)} = \frac{\text{年間純収益}}{\text{投資額}} \times 100$ によって計算する。

【問題51】 正解 1

1. × 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。
2. ○ 定期的に一定の財産を贈与することを定期贈与という。
3. ○ 負担付贈与とは、贈与財産になんらかの負担が付いているもので、例えば、親が子に住宅を贈与する場合に、その住宅を購入するときに借りた住宅ローンを引き継がせるというものである。
4. ○ 死因贈与とは、「私が死んだらあなたにこの土地を贈与する」というように、贈与者の死亡を条件にその贈与契約の効力が生じるものである。

【問題52】 正解 1

1. × 保険料負担者が被保険者ではなく生存している母であるため、父の死亡により子が受け取った死亡保険金は母からの贈与とみなされて、贈与税の課税対象となる。
2. ○ なお、贈与税が非課税となる財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られる。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの購入資金に充てている場合には、贈与税が課税される。
3. ○ 離婚による財産分与は原則として贈与税は課税されない。ただし、分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他すべての事情を考慮してもなお多過ぎる場合には、多過ぎる部分の財産に贈与税が課税される。
4. ○ 死因贈与は遺贈と同様に取り扱われ、相続税の対象となる。

【問題53】 正解 2

1. × 贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額110万円を差し引いて計算する。贈与者が複数であっても、基礎控除は受贈者一人につき110万円である。
2. ○ 暦年課税による贈与税の税率は、贈与税の課税価格が大きいほど高い税率が適用される超過累進税率である。
3. × 相続時精算課税制度における特別控除は、特定贈与者ごとに累計で2,500万円である。
4. × 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税額は、贈与財産の価額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（2,500万円を限度）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

【問題54】 正解 4

1. ○ 被相続人は、相続人に未成年者がいるなど、すぐに遺産分割を行なうと相続争いが深刻化する可能性があるなどの場合に、遺言により5年以内の期間を定めて、遺産の全部または一部について遺産分割することを禁止することができる。
2. ○ 適切。
3. ○ 遺産分割協議を行っても相続人間で合意できない場合や、話し合いすら困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができる。
4. × 相続人全員が合意すれば、従前の遺産分割を解除し、再度遺産分割をすることは可能である。

【問題55】 正解 4

1. ○ 相続または遺贈により財産を取得した者が、被相続人から相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、その贈与財産は生前贈与加算の適用を受け、相続税の課税価格に加算される。
2. ○ 被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職金は相続税の課税対象になる。退職時には生存しており退職金の支給までに死亡した場合も、支給される金額が被相続人の死亡後3年以内に確定したものであれば、相続税の課税対象になる。
3. ○ 事業上の貸付金も相続財産となる。
4. × 被害者が死亡したことに對して支払われる損害賠償金は相続税の対象とはならない。損害賠償金は遺族の所得となるが、損害賠償金は所得税法上非課税であり、所得税も課税されない。

【問題56】 正解 3

1. ○ 外貨を円換算する場合、原則として、取引金融機関が公表する課税時期における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）またはこれに準ずる相場により行う。対顧客直物電信買相場（TTB）とは、金融機関が顧客から外貨を買って邦貨を支払う場合の相場をいう。課税時期にその相場がない場合には、課税時期前の相場のうち、課税時期に最も近い日の相場による。
2. ○ 適切。
3. × 生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時に於いて当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。
4. ○ 適切。

【問題57】 正解 3

1. × 宅地の価額は利用の単位となっている一画地ごとに評価する。登記上2筆であっても利用状況が同じであれば、1画地の宅地として評価する。
2. × 路線価が定められている地域は路線価方式により、路線価が定められていない地域は倍率方式により評価する。路線価方式と倍率方式のどちらで評価するかは、任意に選択できるものではない。
3. ○ 路線価は、その路線に面する宅地の1㎡当たりの価額を千円単位で表わしている。「200」は200千円を表す。また、アルファベットはその路線に面する宅地の借地権割合を表している。
4. × 倍率方式とは、固定資産税評価額に、国税局長が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう。倍率方式では、補正率は用いない。

【問題58】 正解 4

1. ○ 代償分割は遺産分割方法の一つである。相続人が他の相続人から取得した代償財産は相続税の課税対象となる。
2. ○ 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例に関する記述である。
3. ○ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上でなければならないが、贈与者には年齢要件がない。
4. × 贈与税の配偶者控除を受けた場合には、贈与財産の価額から取得した財産の価額を限度として最高2,000万円まで控除できる。さらに別枠で基礎控除110万円を控除することができる。

【問題59】 正解 3

1. ○ 特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言がある場合は、遺産分割協議を行う必要がないため、相続人間のトラブル発生を防止することができる。公正証書遺言の原本は、公証役場に保管されるため、紛失や偽造されたりする恐れもなく、安心かつ確実である。
2. ○ 相続財産が現金のみなら遺産分割は比較的簡単である。分割が困難な土地は、売却して現金に代えておくなどの対策をとることは遺産分割をスムーズに行うために有効である。
3. × 被相続人の生前に相続の放棄をすることはできない。
4. ○ 代償分割を予定している場合は、代償債務の財源を確保しておく必要がある。

【問題60】 正解 1

1. × 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」と相続時精算課税制度は併用できる。
2. ○ 役員退職金は適正額であれば会社の損金の額に算入できるため、利益の圧縮につながり、自社株式の評価額を引き下げることができる。また、相続財産となる現金預金が増加するため、納税資金対策にもなる。
3. ○ 被相続人の死亡後3年以内に支給額が確定した死亡退職金は相続財産とみなされて相続税の課税対象となる。相続人が死亡退職金を受け取った場合は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税となる。
4. ○ 物納財産の順位は次のように定められている。
 - ・第1順位 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
 - ・第2順位 非上場株式等
 - ・第3順位 動産後順位の財産は、税務署長が特別の事情があると認める場合および先順位の財産に適切な価額のものがない場合に限り物納に充てることができる。